



令和7年度

障がいのある人を対象とした

神奈川県教育委員会 会計年度任用職員（非常勤）募集のお知らせ

～ 神奈川県教育委員会サポートオフィス職員<チャレンジ雇用>

(学校技能サポーター)の募集 ～

民間企業等への就職を目指す障がいのある人を対象に、就労経験の機会を提供する

ため、「神奈川県教育委員会サポートオフィス」で雇用する会計年度任用職員（非常勤）を募集します。（雇用開始は原則として令和7年4月1日です）

※任用当初の勤務地は、総合教育センター（藤沢市善行7-1-1）または座間支援学校

（座間市入谷西五丁目10-1）になります。その後、勤務の状況に応じて、県立学校（高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に配置します。

応募期間 令和6年11月1日（金）～11月20日（水）

選考日 令和6年12月14日（土）又は12月15日（日）

※ 詳細は、申込者へ別途郵送で通知

1 採用予定者数、業務内容

採用予定者数	4名程度
業務内容	県立学校等において、校舎・校地の清掃や美化、緑化・樹木の手入れ・除草、簡単な修繕・製作等を行います。

この募集のお知らせで募集する学校技能サポーターは、チャレンジ雇用です。

チャレンジ雇用とは、民間企業等への就職を目指す障がいのある人を、各省庁・各自治体で会計年度任用職員として雇用し、就労経験を踏まえ、雇用された方がハローワークなどを通じて民間企業等への就職を目指す制度です（「5 勤務条件等」の「雇用期間」に記載のとおり、雇用期間及び更新される回数に制約があります）。

2 おうぼしかく 応募資格

つぎ がいとう ひと ねんれい じょうげん
次のいずれかに該当する人（年齢の上限はありません）

- しんたいしょうがいしゃてちょう こうふ う ひと
身体障害者手帳の交付を受けている人
- しんたいしょうがいしゃふくしほうだい じょう きてい とどうふけん ち じ さいだ いし いか していい
身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）、
ろうどうあんぜんせいせいほうだい じょう きてい さんぎょういまた じんじいんきそく しょくいん ほけんおよ あんぜんほ じ だい
労働安全衛生法第13条に規定する産業医又は人事院規則10-4（職員^の保健及び安全保持）第9
じょうだいいつこう きてい けんこうかんりい た じゅん もの さくせい しょうがいしゃ こよう そくしんとう
条第1項に規定する健康管理医その他これに準ずるものが作成した、障害者の雇用の促進等に
かん ほうりつべつひょう かか しんたいしょうがい ゆう むね しんだんしょまた いけんしょ しんぞう ぞう こきゅうき
関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書又は意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼ
うこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害につ
いては、指定医が作成した診断書又は意見書に限る。）の交付を受けている人
- とどうふけん ち じ せいれいしていと ししちょうまた ちゅうかくししちょう はっこう りょういくてちょう こうふ う ひと
都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人
- ちてきしょうがいしゃこうせいそだんじょ じどうそだんじょ せいしんほけんふくし しょうがいしゃしょくぎょう せいしんほけん
知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健
していい ちてきしょうがい はんてい ひと
指定医により知的障害があると判定された人
- せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう こうふ う ひと
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

※ つぎ がいとう ひと おうぼ
次に該当する人は応募できません。

- ちほうこうむいんほうだい じょう きてい がいとう つぎ ひと
地方公務員法第16条の規定に該当する次の人
- きんこいじょう けい しょ しっこう お また しっこう う ひと
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- かながわけんしよくいん ちゅうかいめんしよく しょぶん う とうがいしょぶん ひ ねん けいか ひと
神奈川県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- にっぽんこくけんぽうしこう ひ い ご にっぽんこくけんぽうまた もと せいりつ せいふ ぼうりよく ほかい
日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊するこ
とを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- へいせい ねんかいせいまいえ みんぼう きてい じゅんきんちさん せんこく う ひと しんしんこうじゃく げんいん
平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするも
の以外）

ちゅう こうふしんせいちゅう ぼあい もうしこみかのう れいわ ねん がつ にち げつ こうふ ひつよう
（注1）交付申請中の場合も申込可能ですが、令和7年3月31日（月）までに交付されている必要
があります。

ちゅう せんこうとうじつ てちょうとう かくにん ごさいよう あいだ てちょうなど ていじ もと
（注2）選考当日に手帳等を確認します。また、その後採用までの間に手帳等の提示を求めることが
あります。採用までの間に応募資格がないことが判明した場合には採用できません。

ちゅう てちょう めいしょう こうふ ちほうこうきょうだんたい どくじ めいしょう ふ
（注3）手帳の名称については、交付している地方公共団体により独自の名称が付されている
ぼあい じしん てちょう しゅるい ふめい ぼあい こうふもと ちほうこうきょうだんたい まどぐち かくにん
場合があります。ご自身の手帳の種類が不明な場合は、交付元の地方公共団体の窓口で確認し
てください。

3 選考内容等

日程	内容	場所	合格発表
令和6年12月14日(土) または12月15日(日)	面接	神奈川県庁 東庁舎 (横浜市中区日本大通1)	令和7年1月10日(金)

- ※ 選考日程等の詳細は、申込者へ別途郵送で通知します。
- ※ 面接では、受験者が登録等をしている就労支援機関の職員等の同席が可能です。希望する人は、同席者の氏名を申込書に記入してください。
- ※ 受験上の配慮(車イスの使用、別会場での受験等)を必要とする人は、配慮の内容を申込書に記入してください。
- ※ 選考結果は、合否にかかわらず受験者全員に文書で通知します。
- ※ 郵便事情により、お手元に届くまでに時間がかかる場合があります。

4 合格者対象の事前説明会の実施

- 合格者を対象に、障がいの特性や必要な配慮の確認、業務内容の説明などを行います。
- ※ 説明会は令和7年1月22日(水)を予定しています。詳細は、合格発表時にお知らせします。
 - ※ 選考及び合格者対象の事前説明会に係る交通費等は自己負担になります。

5 勤務条件等

報酬等 報酬額は 税引き前 です	週29時間勤務の場合 月額 137,720円 上記以外の場合 時間額 1,177円 期末手当等年2回(6月・12月)支給 ※採用時期や期間によって異なります。 通勤に要する費用(県の規定による)を支給 ※ 採用時の報酬額については、今後の改定等により、上記記載の額から変動する場合があります。
勤務時間	週20時間～29時間(週3～5日)の範囲で、合格者の希望を確認し調整します。 (例) 週29時間: 週5日(6時間×4日、5時間×1日) 週29時間: 週4日(7時間15分×4日) 週24時間: 週4日(6時間×4日) 週20時間: 週4日(5時間×4日) 週20時間: 週3日(7時間×2日、6時間×1日) 8時15分～17時(休憩時間は60分または45分)の間の所定の時間 ※ 原則として時間外勤務はありません。
休日	原則として土曜日・日曜日・祝日 ※ 学校行事等の関係で、土曜日・日曜日・祝日に勤務する場合があります。

勤務場所	<p>けんりつがっこう こうとうがっこう ちゅうとうきぎょういくがっこうおよびとくべつしえんがっこう 県立学校（高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）</p> <p>ただし、任用当初の勤務地は総合教育センター（藤沢市善行7-1-1）または座間 しえんがっこう ざま しりやにしごちようめ 支援学校（座間市入谷西五丁目10-1）になります。</p>
健康保険等	<p>けんこうほけん こうせいねんきんほけん こうようほけん じょうれい 健康保険・厚生年金保険・雇用保険・条例による災害補償適用に原則加入</p>
雇用期間	<p>れいわ ねん がつ にち か れいわ ねん がつ にち か 令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで</p> <p>※ 原則として、最初の1か月は条件付採用期間となります。</p> <p>※ 同一の業務が継続してある場合には、選考（面接）を経て、2回（令和9年度 まで）を限度に、改めて雇用される場合があります。</p> <p>※ 合格者の希望により、雇用開始日を令和7年5月1日（木）まで、延期する ことが可能です。</p> <p>※ 勤務開始日は平日となります。</p>
その他	<p>さいようご ちほうこうむいんほう てきよう しょうがいしゃ こうよう そくしんとう かん ほうりつ 採用後は地方公務員法が適用されます。障害者の雇用の促進等に関する法律に もと 基づき、障がい者雇用状況の報告を行う必要があります。そのため合格者には さいようじ てちょうとう ないよう かくにん おこな 採用時にも、手帳等の内容の確認を行います。</p>

※ マネージャー（指導員）が、相談支援を行います。

※ 民間企業等への就職に向けた必要な支援を受けるため、「障害者就業・生活支援センター」
 または「障害者地域就労援助センター」に登録いただくことを推奨します。
 （登録の有無は、選考の可否には一切影響しません。）

6 おうぼほうなど 応募方法等

応募方法	<p>つぎ おうぼさき おうぼしるい ゆうそうまた ちよくせつじさん 次の応募先へ応募書類を郵送又は直接持参してください。</p> <p>ふうとう かながわけんきょういくいんかい がっこうぎのう おうぼ 封筒に「神奈川県教育委員会サポートオフィス<学校技能サポーター>応募」と あかじ きにゆう 赤字で記入してください。</p>
応募先	<p>〒231-8588 かながわけんよこはましなかくにほんおおどおり かながわけんちやうひがしちやうしゃ かい 神奈川県横浜市中区日本大通1 神奈川県庁東庁舎8階 きょういくきよくそうむしつ かんり 教育局総務室サポートオフィス管理グループ</p>
応募期間	<p>れいわ ねん がつ ついたち きん がつはつか すい 令和6年11月1日（金）～11月20日（水）</p> <p>ゆうそう がつはつか すい けしんゆうこう （郵送）11月20日（水）消印有効</p> <p>ちよくせつじさん うけつけじかん じ ふん じ ふん まいしゆうど にち しゆくじつ のぞ （直接持参の受付時間）8時30分～17時15分（毎週土・日・祝日を除く）</p> <p>※ 感染症拡大防止のため、できるだけ郵送で提出してください。</p>
応募書類 (返却は しません)	<p>① かながわけんきょういくいんかい しょういん がっこうぎのう もうしこみしょ 神奈川県教育委員会サポートオフィス職員<学校技能サポーター>申込書</p> <p>② りれきしょ エーよん エーさん しほん また とう さくせい 履歴書（A4またはA3サイズ。市販のもの又はパソコン等で作成したもので、 しゃしんちやうふ 写真貼付のこと）</p> <p>③ つぎ がいと う ひと 次のうち該当するもの一つ</p> <p>しんたいしょうがいしゃてちょう うつ していとう しんだんしよまた いけんしよ うつ りやういくてちょう うつ 身体障害者手帳の写し、指定医等の診断書又は意見書の写し、療育手帳の写 はんていしよ うつ じどうそうだんじやうたう ちてきしょうがい はんてい ひと また せいしん し、判定書の写し（児童相談所等で知的障害があると判定された人）又は精神 しょうがいしゃほけんふくしてちょう うつ 障害者保健福祉手帳の写し</p>

	<p>※ 本人の手帳と確認できる部分（顔写真（ある場合）、氏名、生年月日が記載されたページ）及び手帳の種類が確認できる部分の写しを提出</p> <p>※ 手帳を申請中の人は、申請内容が確認できる書類の写しを提出</p> <p>④ 「返信用封筒」（受験票送付用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【長形3号】規格（120 m m × 235 m m） ・110円分の郵便切手を貼付 ・受験票の送付先（郵便番号、住所及び氏名）を明記
--	---

令和6年12月4日（水）以降、選考日程等について、応募者へ、郵送で通知します。

令和6年12月10日（火）を過ぎても届かない場合は、問合せ先へご連絡ください。

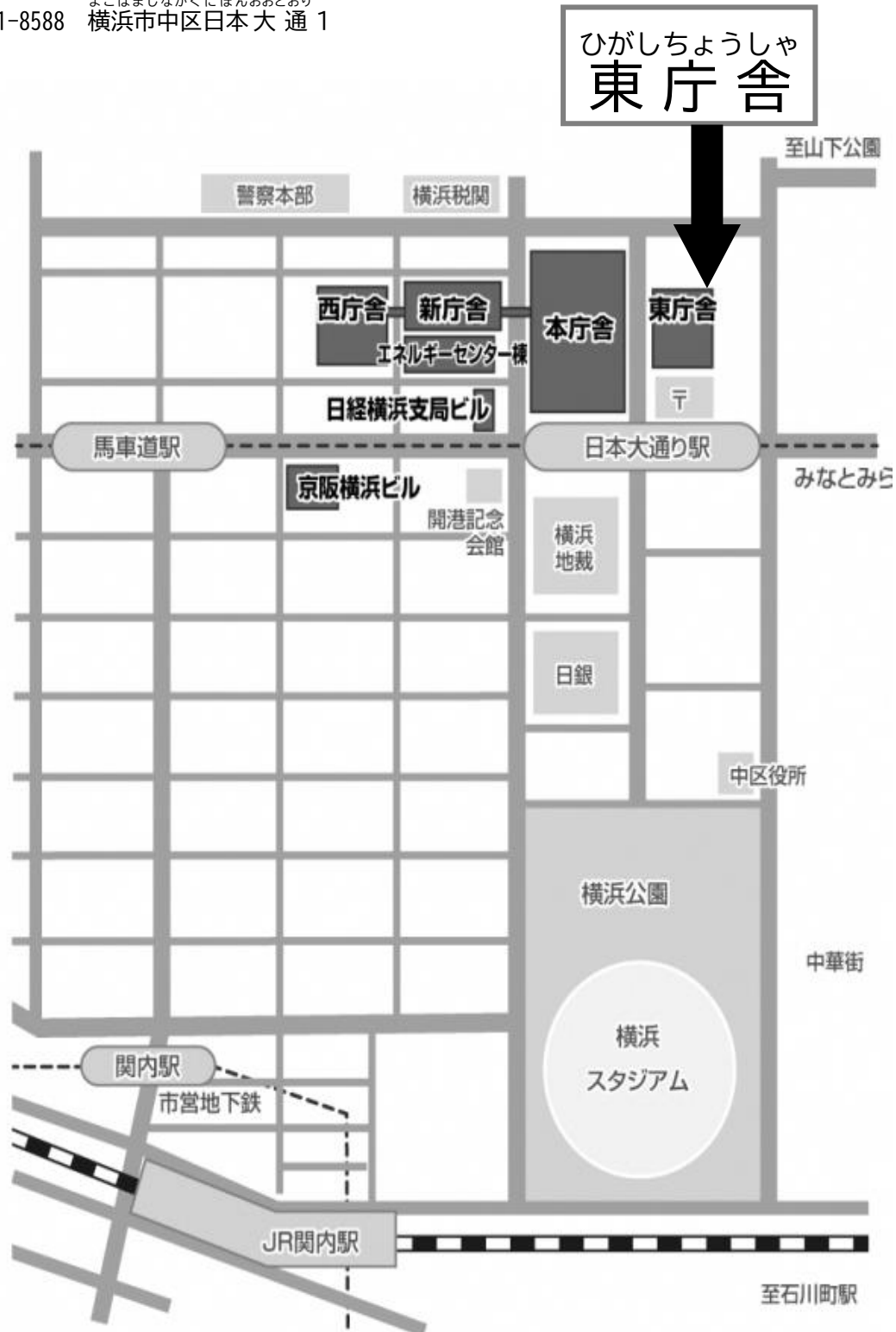
※ 原則として自動車による来場はできません。車イス使用のため必要がある人は、応募前に次の問合せ先へご連絡ください。

せんこうかいじょう
【選考会場】

かながわけんちやうひがしちやうしや あんないず
神奈川県庁 東庁舎 案内図

みなとみらい線 日本大通り駅から徒歩5分

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1



※ 原則として自動車による来場はできません。車イス使用のため必要がある人は、応募前につぎといあわせさき くれんらく ぎんそく じどうしや らいじやう くるま しやう ひつやう ひと おうぼまえ 次の問合せ先へご連絡ください。

といあわ さき
問合せ先

きょういくきょくそうむしつ かんり
教育局総務室サポートオフィス管理グループ
〒231-8588 かながわけんよこはましなかくにほんおおどおり 1 かながわけんちやうひがしちやうしや かい
神奈川県横浜市中央区日本大通1 神奈川県庁東庁舎8階

でんわ
電話 (045) 285-1040

ファクス
FAX (045) 210-8920

メールの場合は、^{ぼあい}教育局総務室のお問い合わせフォームから^{ねが}お願いします。



かんせんしやうかくだいぼうし
感染症拡大防止のため、^{つぎ}次の^{とりく}とおりに^と取り組みます。

- ^{いりぐち}入口や^{とびらとう}扉等を^あ開け、^{まいじ}毎時^{かいじ}2回以上^{かんき}換気

また、^{つぎ}次の^{てん}点については、^{しよくいん}職員も^{れいこう}励行しますので、^{じゆけんしや}受験者の^{みなさま}皆様も^{ごきやうりよく}ご協力^{ねがい}をお願いします。

- ^{てあらい}手洗い、^{てゆびしょうどく}手指消毒
- ^{たいちやうかんり}体調管理